

2020年3月25日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うガス料金の特別措置について

南日本ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、資源エネルギー庁からガス料金に関する特別措置について要請を受けました。これを受け、当社供給区域内において、下記適用対象のお客さまからお申し出を受けた場合に、下記のとおりガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象者

当社とガスの契約をしており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま

2. 特別措置の内容

令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）及び3月検針分をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

3. 受付開始日

2020年3月25日（水）

4. 特別措置の申込方法

特別措置の適用のご相談、お申込みについては、下記までご連絡ください。

南日本ガス株式会社 川内本社 電話 0996-22-7111

南日本ガス株式会社 国分工場 電話 0995-47-5211

【受付時間】 8:00 ～ 17:30